

春の火災予防運動

3月1日～3月7日

火は見てもあなたが離れるその時を

空気が乾燥し、火災が発生しやすい気候です。火気の取り扱いには十分注意しましょう。



火災予防運動期間中、午後八時に三十分間サイレンが鳴ります。

火災を未然に防ぐには、放火されにくい環境づくり「火気を使用中その場を離れない」などの対策と心構えが必要です。

家族一人ひとりの気配りで住宅火災ゼロを目指しましょう。

ガソリンの誤給油に気を付けてください

知多中部管内（半田市・阿久比町・武豊町・東浦町）では、平成十九年中百三件の火災が発生し、前年と比較すると五件の減少となりました。平成十八年中火災による死者は発生しませんでした。平成十九年中には六人の尊い命が犠牲になりました。

出火原因では、「放火（疑いを含む）」「たばこ」が各十四件で上位を占め、続いて「こんろ」の順となっています。

まだまだ寒さが続き、石油暖房器具を使用する機会が多いと思います。石油暖房器具の燃料は「灯油」ですが、過去に「ガソリン」を給油したため火災が起こった事例があります。誤給油には十分注意しましょう。誤給油を防止するためのポイント

使用目的がないガソリンを所持しないこと。

農機具などで使用するガソリンは金属製携行缶で保管すること。

ガソリンをポリ容器で保管することは消防法違反です。ガソリンをどの容器で保管しているのかを家族全員に周知すること。

ガソリン、灯油が危険物であることを再認識して保管、取り扱いには十分注意をしてください。

「住宅用火災警報器」を設置してください



住宅用火災警報器

住宅用火災警報器設置は義務となっています。平成二十年五月三十一日までに必ず設置してください。不当な価格や、必要個数以上に販売しようとする悪徳業者がいます。十分に注意してください。消防署員が販売することは一切ありません。

問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部 ☎(21)1491

消防団員を募集



阿久比町消防団の法被

阿久比町消防団では、地域を災害から守るための消防団員を募集しています。心身ともに健常で、満十八歳以上の方（町内に在住（在勤）であれば入団することができます。団員数が減少しています。このまま団員数が減少していくと災害に強い町づくりができません。興味のある方は活動に参加してください。

名称	区	域
第一分団	横松、萩、宮津、板山の一部、卯坂の一部	
第二分団	板山、福住、白沢、卯坂の一部	
第三分団	草木	
第四分団	卯坂の一部、阿久比、棕岡、矢高の一部	
第五分団	植大、矢高の一部	

問い合わせ先
防炎交通課防災係 ☎(48)111
11(内208・277)